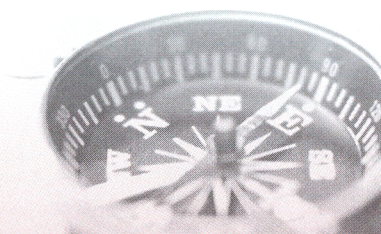


「患者の権利」掲げて



白井正夫 ジャーナリスト

【患者さまの権利】

1. 患者さまには、良質な医療を公平に受ける権利があります
2. 患者さまには、納得できる十分な説明を受ける権利があります
3. 患者さまには、治療などをご自分の意思で選ぶ権利があります
4. 患者さまには、治療法などについて他の医師に相談する権利があります
5. 患者さまには、ご自分の診療記録の開示を求める権利があります

「患者さま」で始まる7つの文言を声を出して読んで、身が引き締まる思いがした。書かれていることは目新しいことではない。インフォームド・コンセント、セカンドオピニオン、カルテの開示であり、そして治療方法の選択である。読んで一瞬の緊張を感じるのは、なぜだろうか。

この「患者さまの権利」は賞状のように額に収まっている。新年早々、神奈川県藤沢市の湘南中央病院(102床)の待合室、病棟廊下、ナース詰め所、事務室などに掲げ

られた。

JR 東海道線辻堂駅近くにある病院は、特定医療法人、社団若葉会(今井重信理事長)が経営することじんまりとした総合病院。「患者と真剣に向かい合う」医療をモットーに四十数年、その理想に1歩でも近づこうと努力してきた。若葉会はほかに透析クリニック、訪問看護ステーション、介護老人保健施設などを運営し、地域医療の拠点である。

医療に声ぶつけて 湘南中央病院の実践

「権利」を掲げることは若葉会理事会で決定した。いずれも病院では以前から尊重し、尊重しようと努力してきたことばかり。あらためて患者や家族、医療者にもっとはっきりと「目に見える」形にした理由を、理事で医師の大淵辰雄さん(前副院長、現介護老健施設長)に聞いた。

「医療の主体である患者さんが納得できる医療を実現するには、患者さんの考え、希望を知ることが大切になる」

「医療側にも、わかりやすい説明が欠けていることを戒めて、患者

さんにも『おまかせ医療はもうやめて、自分の希望をぶつけて』といたい。治療の相談でも愚痴でもいい。医師、看護師、職員はプロとしてそれを受け止めたい。何でもいえる雰囲気をつくりたい呼びかけです」

掲げる7項目は日ごろ心掛けていることばかり。議論はむしろ患者に「さま」を付けるのはどうか、となった。わざとらしい。しかし医療はサービス業と徹した。患者は「お客様」である。

患者の言葉に耳を傾け「納得の医療」への努力は、病院の日ごろの活動に見ることができる。

「最期に良かったね、といえる看取りがしたい」と大淵さんが中心になって90年ごろから取り組んできた緩和医療もその1つ。終末期医療はまだ手探りの時代だった。医師や看護師らはターミナル研究会を開いて症例に意見を出し合い、どうしたら患者を支えられるか模索してきた。前後して、患者の希望に添う在宅医療を病院として少しずつ進めた。いま末期がん患者を含めて約70人の患者を自宅に訪問診療している。

病院では昨年より週3日、外来フロアに診療科につかないフリーの看護師1人を配置した。1日約200人の外来患者で混雑する待合廊下で、患者に話しかけ、相談相手になる。「おはよう、顔色がいいね」「おばあちゃん、1人で来たの」。さりげなく声をかけながら会話を重ねる。それは患者へのケアであるとともに、患者が口にしない心配、困り事を知るためのアンテナでもある。

この病院では「権利」を壁に掲げても空々しくない。日ごろの医療を患者が知っているから、だれ

もが単なるお題目と思わない。

世界標準の宣言に ちゅうちょした日本

「患者の権利」が叫ばれて久しい。米国では1970年代初めに米国病院協会が「患者の権利章典」をつくり、病気について知る権利が保障された。強まる権利擁護の声に、世界医師会は1981年の総会で患者の権利宣言をまとめた「リスボン宣言」を発表した。医師を自由に選ぶ権利、十分な説明を受けて治療を選択する権利などが盛り込まれた。世界的基準の制定は、その後欧米で進んだ患者権利の法制化のきっかけになった。

90年代に入ると医療を消費者運動のなかに位置づける考えが定着し、患者の権利擁護意識はさらに高まった。リスボン宣言は95年の世界医師会総会で改定され、「医療記録にある自分の情報を知る権利」「どんな治療段階でも他の医師の意見を求める権利」が新たに加わった。

世界的な権利章典があるのだから、日本の患者も心配無用といたいところだが、これがそうはいかない。

71か国・地域を代表する医師会が参加したなかで、日本医師会だけがカルテ開示とセカンドオピニオン条項を付け加える修正案に棄権したのである。「各国の事情を考慮し、原理原則は簡潔な表現にすべき」が理由で、「反対したわけでない」と日医はいつている。しかしカルテ開示の法制化すら実現できない日本の現実がある。

医療の主体は患者 地域に変革の萌芽

いまほとんどの病院に「患者さ



「患者さまの権利」は外来者の目に入るようロビーに掲げられた(神奈川県藤沢市の湘南中央病院で)

んへ」といった文書が掲示されている。湘南中央病院でも受付前の掲示板にあった。内容は地域医師会が指導する標準文書である。

「診療に関することは何なりとお尋ね下さい。当院は、病気について十分説明するよう努めています。わからないこと、相談したいことは医師、看護婦、受付までお申し出ください」とあり、医師会の電話番号が付記されていた。一見それらしいが、リスボン宣言が表した「医療の主体は患者」という理念を保障するには、あまりにも頼りない文面だ。

しかし、「医療の主体は医師」という患者にとってのハードルは確実に低くなっている。患者の権利を明文化する動きが地域から生まれているのだ。

昨年7月、東京都は都立病院での「患者の権利章典」を制定し、「病気や治療などで納得できるまで説明を受ける権利」「診療記録開示を求める権利」などを規定した。また、石川県輪島市立病院も「患者の権利保障」を制定してホールに掲示した。入院・外来患者

にアンケートしたら「病める人への配慮が足りない」という苦情が多く、その反省から「心の通う医療サービス」を病院の基本理念と決めた。「医療情報のていねいな説明」「医療行為を拒否できる」などをあげている。

4月から医療法で厳しく制限されていた医療広告の規制が緩和される見通しだ。厚労省の方針では、「当院はセカンドオピニオンに協力しています」も宣伝できるようになる、という。セカンドオピニオンを保障する憲章も持たないで、広告だけはOKとする日本医療。やはり何かがおかしい。

「患者さま」で始まる文言に感動を覚えたのは、患者が納得する医療という理想に向かう湘南中央病院の気概に触れたからだ。患者に耳障りのいい宣伝ではなく、日ごろの活動に裏打ちされた地道な医療こそが患者を安心させるのだと思う。新しい出発の季節に、この感動を大切にしたい。

白井正夫(しらい まさお)
元朝日新聞編集委員